

北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例（素案）

1 条例制定の背景

国は、訪日外国人旅行者が急増する中、急速に拡大しつつある民泊サービスについて、その健全な普及を図るため、事業を実施する場合の一定のルールを定めた住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）を平成29年6月16日に公布しました（平成30年6月15日施行）。

同法第18条では、都道府県等は、住宅宿泊事業（民泊）による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができるものとされています。

道においては、同法第18条に基づき、本道における住宅宿泊事業による生活環境の悪化を防止するため、市町村の意見を踏まえた実施を制限する区域等を定める「北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例」を制定しようとするものです。

2 条例素案の内容

(1) 実施を制限する住宅宿泊事業

住宅宿泊事業のうち、次のいずれかに該当するものの実施を制限します。

- ア 住宅宿泊事業者が住宅宿泊事業を行う住宅を自己の生活の本拠として使用していないもの
- イ 人を宿泊させる間、不在（日常生活で通常行われる行為に要する時間の範囲内の不在を除く。）となるもの
- ウ 住宅宿泊事業を行う住宅の居室（当該事業の用に供するものに限る。）の数が5を超えるもの

(2) 実施を制限する区域及び当該区域で事業が実施できない期間

区域	期間
ア 生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校若しくは特別支援学校（小学部又は中学部を設置しているものに限る。）又はこれらに準ずるものの敷地の出入口の周囲100メートルの地域	祝日、土日その他の授業を行わない日以外の期間
上記制限については、次の市町村の区域に限定します。 函館市 小樽市 旭川市 室蘭市 釧路市 帯広市 北見市 岩見沢市 網走市 留萌市 稚内市 芦別市 江別市 士別市 三笠市 千歳市 滝川市 砂川市 深川市 富良野市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市 北斗市 当別町 七飯町 鹿部町 八雲町 二セコ町 真狩村 倶知安町 共和町 奈井江町 秩父別町 沼田町 東神楽町 当麻町 中富良野町 小平町 利尻町 利尻富士町 美幌町 清里町 遠軽町 大空町 白老町 洞爺湖町 浦河町 様似町 音更町 士幌町 中札内村 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 浦幌町 釧路町 標茶町 別海町 中標津町（62市町村）	
イ 生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域又はこれらに準ずる地域	祝日、土日及び12月31日から翌年の1月3日までの日以外の期間
上記制限については、次の市町の区域に限定します。 函館市 小樽市 旭川市 室蘭市 釧路市 帯広市 網走市 稚内市 江別市 名寄市 千歳市 砂川市 富良野市 登別市 恵庭市 北広島市 石狩市 北斗市 八雲町 倶知安町 共和町 岩内町 東神楽町 上富良野町 美幌町 斜里町 遠軽町 白老町 洞爺湖町 音更町 幕別町 本別町 浦幌町 釧路町 厚岸町 標茶町 中標津町（37市町）	
ウ 生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する別荘地	生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する期間
エ 生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する道路事情が良好でない集落	生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する期間

※ 札幌市は、この条例は適用されません。

3 今後のスケジュール（予定）

平成30年2月 第1回北海道議会定例会へ条例案を提案